



一般社団法人 福岡県助産師会
ロゴマーク使用規定

一般社団法人 福岡県助産師会のロゴマーク（以下ロゴマークという。）の使用規定は、下記のとおりとする。

1. 使用者について（福岡県助産師会活動以外）

ロゴマークを使用できる者は、賛助会員とする。

2. 使用申請手続きについて

ロゴマークを使用する者は、事前にロゴマーク使用申請書を福岡県助産師会に提出し、会長の許可を得るものとする。また、ロゴマークの使用に関する企画書（広報原稿・商品の詳細等）、商品のサンプルを添付すること。

3. 使用許可について

福岡県助産師会は、提出された申請書を審査の上、ロゴマーク使用許可書を交付する。

4. 使用方法について

ロゴマークを使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 1) ロゴマークを拡大、縮小することは可能とするが、形状、色彩等の変更は認めない。
- 2) 単色で使用する場合は、事前に事務局へデザイン（使用する色）を提出し、承認を得ること。
- 3) ロゴマークのデータは、使用許可書の交付後、又は使用料の納入が確認された後、福岡県助産師会事務局より貸出する。使用後は、必ず事務局に返却すること。
- 4) ロゴマークのデータのコピーを行うこと及び、第三者へのデータの提供を禁止する。
- 5) 福岡県助産師会で許可された場合を除き、ロゴマークの使用はできない。
- 6) その他、ロゴマークの使用条件を付された場合は、その条件を遵守しなければならない。

5. 使用期間について

ロゴマークの使用許可期間については、使用許可日より 1 年間とする。期間満了後引き続き使用する場合は、再度申請書を提出するものとする。

6. 使用料金について

使用料金については、下記のとおりとする。

営利活動でロゴマークを使用する場合、福岡県助産師会が発行するロゴマーク使用料の請求書に基づき、請求書の納入期日（ロゴマーク使用許可日）までに使用料金を納入しなければならない。なお、期日までに入金を確認できない場合は、使用許可書は無効とする。

【ロゴマーク使用料金】

1年間4万円

7. 使用許可の取り消しについて

使用許可時に付した条件に違反してロゴマークを使用した場合、本規定に背く使用の実態が明らかになった場合等については、ロゴマークの使用許可を取り消す。また、必要な場合には使用物件の回収を求める、福岡県助産師会会員資格を取り消す等の厳重な措置を行う。

8. ロゴマークに関わる権利について

ロゴマークに関する一切の権利は福岡県助産師会に帰属する。

附 則

1 この規定は2023年11月11日から施行する。